

# 法人税等会計基準案、公表議決へ

—ASBJ、税効果会計専門委

去る3月9日、企業会計基準委員会が第48回税効果会計専門委員会を開催した。前回(2017年3月10日号(No.1473)情報フラッシュ参照)までの議論を踏まえ、法人税等会計基準案へのコメント対応や開示の論点等の検討が行われた。

主な審議事項は次のとおり。  
**基準案へのコメント対応**

これまでの専門委員会や企業会計基準委員会での多くの意見が開かれた。追徴税額について課税を不服として法的手段を取る場合の取扱いに関する、結論の背景の34項(基準案では32項)が次のように修文された。

34項 (前略)本会計基準では、当該取扱いにおいて追徴税額を費用として計上せず納付税額を資産として計上するケースが実務では基本的には見られなかったものの、資産として計上するケースが排除されていない表現であったことを踏まえ、原則として当該追徴税額を損益に計上する。」との表現を用いている(第6項参照)。

専門委員会からは修文について、特段反対の意見は聞かれな

かった。次の親委員会(3月13日開催予定)で公表議決される予定。

**開示の論点**

(1) 追加すべき開示項目

事務局は、前回までに提案している追加すべき開示項目(評価性引当額の内訳、税務上の繰越欠損金に関する事項、税法改正による影響額)を、利用者の有用性や開示項目自体の重要性の観点で分析を行った。

分析の結果、評価性引当額や税務上の繰越欠損金に係る会社別の定性的な情報の開示は有用性があるものの、作成者側の実務負担が大きいため、開示の定めを設ける場合、会計基準には会社別(納税主体別)等の開示の単位を特段記載せずに、当該開示の単位を例示することが考え

られるとした。また、企業が評価性引当額の増減を必ずしも会社別に管理し、説明しているとは限らないなどの理由から、連結全体の評価性引当額の合計額に重要な変動が生じていれば、当該変動について開示を要求することが提案された。

これに対して作成者側等の専門委員会からは、「会社別の情報を利用者が使い切れないのでは」と、開示する必要があるのか疑問視する声が聞かれた。

(2) 単体開示の要否

税効果会計に関する単体開示については、分配可能額との関係で単体の純資産に重要な繰延税金資産が含まれている場合、当該繰延税金資産の回収可能性について不確実性が高いかどうかを分析できることや、単体の開示項目の一部のみを省略する合理的な理由を見出すのが難しいことなどから、連結と単体双方の開示を念頭に置くことが事務局より提案された。

## 公共施設等運営事業の取扱いの3月最終化は困難

—ASBJ、実務対応専門委

去る3月9日、企業会計基準委員会は第100回実務対応専門委員会を開催した。

今回は昨年12月に公表された

実務対応報告公開草案49号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い(案)等(以下、「改正18

### 今月の税務

日付	項目	備考・コメント
4月10日(月)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(3月分)	① 所得税と復興特別所得税をあわせて源泉徴収する。
4月17日(月)まで (15日が土曜のため)	② 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書	② 4月1日の現況で提出。
4月中の市町村条例で定める日まで	③ 固定資産税(都市計画税)第1期分の納付、軽自動車税の納付	
5月1日(月)まで (4月末日が休日のため)	④ 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成29年2月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ⑤ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(平成29年1月期) 2カ月延長法人(平成28年12月期) ⑥ 消費税確定申告(1カ月ごと)(1月期) ⑦ 消費税確定申告(3カ月ごと)(2、5、8、11月期) ⑧ 法人の中間申告(半期・8月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑨ 法人消費税の中間申告納付 直前前年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(2月期を除く) 直前前年税額400万円超のとき 3カ月ごと(5、8、11月期) ⑩ 公共法人等の住民税均等割の申告納付 ⑪ 公益法人等の損益計算書等の提出(平成28年12月期)	④～⑨ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。  ⑥、⑦ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

(付記) ⑪ 公益法人等(法人税申告書提出法人を除く)は年間収入金額の合計額が8,000万円超となる場合に、その事業年度終了の日から4カ月以内に損益計算書等を主たる事務所所在地の所轄税務署長に提出する義務がある(措法68の6、措令39の37)。

号案等」という)、実務対応報告公開草案48号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」「以下、「PFI案」という)へのコメントを受けて、対応が検討された。

主な審議事項は次のとおり。

**改正18号案等**

次の内容に関するコメントが寄せられた。

- ① 経過措置の有無の確認
- ② 会計基準の変更に関する経過措置の検討要望
- ③ 国内子会社等が連結財務諸表をIFRSで作成している場合でも、日本基準による個別財務諸表も利用可能とすることの明確化
- ④ 会計方針の変更の適時性
- ⑤ 表示および開示の取扱い

事務局は、たとえば、③については次の理由により改正18号案等からの変更をしないとしている。

・指定国際会計基準に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している国内子会社等が、改正18号案等を適用する場合、当該連結財務諸表を親会社の連結手続上利用するか、当該連結財務諸表を構

成するすべての連結会社の指定国際会計基準に準拠した個別財務諸表を親会社の連結決算手続上利用することを前提としている

・当該国内子会社等が改正18号案等を適用する場合、親会社の連結決算手続上利用する個別財務諸表に関して、当該国内子会社等の一部の連結会社に指定国際会計基準に準拠したものと日本基準に準拠したものの選択を認めることは適切ではない

他のコメントについても特段の対応は行わず、3月中に親委員会で公表議決が行われる見込みである。

**PFI案**

コメントを受けて事務局は、「公共施設等運営権の取得時に計上する更新投資に係る資産の会計的性質」、「運営権設定期間の終了時に、管理者等と運営権者との間で金銭の授受が行われる場合の減価償却の取扱い」などについて、明確化するために結論の背景に追加することを提案した。また、運営権対価の見積りの変更時の会計処理の明確化の要望に対して、現時点で具体的な取扱いを示す必要性が高くないため、PFI案を変更しないとしたが、専門委員からは反対意見が開かれた。

わが家のガスファンヒーターは、運転開始後1時間ごとに「1時間連続運転のため、換気をしてください」と音声流れます。過剰なサービスのように思いますが、寒い季節に意識的に換気をする人は多くないでしょうか、意味のある音声案内なのかもしれません。実際、窓を開けて外の新しい空気を入れると、やはり気持ちがいいものです。

職場や家庭においても、外の空気が入ってくるための窓を開けておく必要があります。長い間、同じメンバーが同じ場所や同じ時間を共有していると、少しずつ空気はよどんできます。そのよどみは、閉塞感、モヤモヤ感、イライラ感、不満感などを感ぜさせ、窓の内側の世界に対する批判的な感情を生み出すことがあります。また、強すぎる絆や伝統への執着などが裏目に出て、窓の外側の世界に対する批判的な感情を生み出すこともあります。日常的に窓を開けて外の空気を入れたいれば、このような不健全なコミュニケーションを避けられるでしょう。

健全なコミュニケーションをつくるためには、窓を開けて外の空気を入れる必要があります。それは、自分の職場や家庭以外の世界をみることであり、他の世

界の人たちとの交流を増やすことを指します。そうすることで、私たちは安心感を覚えたり、納得感を得られたり、自分の世界を変えていく勇氣を持てたりすることが出来ます。たとえば、自社の体制や手法に批判的であったときに、他社に勤める友人に話してみたら、どの会社も同じような状況であることを知りました。そのとき、「うちの会社だけじゃないんだ」、「変だと思っていただけ



ど、これがスタンダードなのか」などという気づきや発見があります。また、他社の人から「それはおかしい」と指摘されたら、「自分の感覚は間違っていないかった」と安心するでしょう。家庭も同様です。他の家庭の様子を知れば、「どの家庭にも欠陥があるのが普通で、みんな苦労しているんだ」と気が楽になるかもしれません。

このように、外の世界の人たちとの交流を持っている人は、

外の世界で起こっていることや外の世界の人が考えていることを知ることで、窓の内側の世界で起こっている事象に対して冷静で客観的な視点を持つことが出来ます。そのとき、その場の空気やよどみは多少なりとも改善されているはずで

このことに通じる話を、ある企業の採用担当者から聞いたことがあります。その方は、採用面接で「異質なコミュニケーションの交流」について質問を投げかけるそうです。たとえば、おじいちゃんくらいの年齢の友人がいるか、外国人との付き合いはあるか、他大学の学生と交流するコミュニケーションに属しているかなどの質問です。そのような異質な世界との交流を持っている人のほうが、対人関係のスキルが高く、適応力が高いそうです。この採用担当者も、窓を開けることによる効果を肌で感じているのだらうと思いました。

健全なコミュニケーションをつくるためには、社会に向けていくためには、社会に向けて窓を開けることが大切です。子どもの頃は「社会の窓が開いているよ!」といわれることは恥ずかしいことでしたが、社会人に対しては評価される言葉であるはずです。みんなが社会の窓を開けてみませんか。(メンタルクリエイター 江口 毅)

事務局によると、多くのコメントが寄せられたことから対応

に時間がかかり、3月中に最終化する事は難しいとのこと。

### 国際会計

## 非従業員への株式報酬に関するASU案、公表—FASB

去る3月7日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「報酬—株式報酬(トピック718)・非従業員への株式を基礎とした支払の会計の改善」を公表した。本ASU案は、FASBが進めている「単純化のための改訂作業」の一部である。

現行では、非従業員が提供した物品またはサービスと交換で、株式などの対価を与える取引の会計を、サブ・トピック501-50「非従業員への持分(equity)を基礎とした支払」が規定しているが、その会計処理は、従業員が提供した物品またはサービスと交換で、株式などを与える取引の会計を規定しているトピック718とは大きく異なっている。

具体的には、非従業員との株式を基礎とする支払取引は、現行では「受領した対価の公正価値」と「発行する株式の公正価値」のいずれかのより容易に測定できる金額で測定されるが、本ASU案ではトピック718に従って、物品またはサービスが提供され、株式からの便益の権利を獲得するために必要なその他の条件を満たしたときに、企業が発行を義務づけられる株式の公正価値の見積りにより測定される。

また、現行では、資本に分類される株式を基礎とする報酬の支払の測定日は、「相手による履行のコミットメントの合意日」と「相手の履行が完了した日」のいずれか早いほうであるが、本ASU案では株式を基礎とする報酬の「付与日」になる。

コメント期限は2017年6月5日である。本ASU案の適用日は今後決定される。

### 金融

## 金利上昇を加速する日銀の金融緩和策

総務省が公表した1月の全国消費者物価指数をみると、生鮮食品を除く総合指数は前年同月比で0.1%上昇し、1年1ヵ月振りにプラスとなった。ただ現時点では、明確な物価上昇傾向はみられず、家計調査などの消費支出も依然として弱い。

しかし、今回のプラス転換の要因ともなった原油価格の上昇は、昨年初めから持続したまま、輸入物価の上昇を通じて全体に波及する可能性を残している。さらに、2月末より明確になったFRBの利上げに対する

本ASU案は、サブ・トピック501-50を削除し、トピック718(現行では、従業員への支払のみを含む)の範囲を非従業員への支払を含むように拡大している。結果として、従業員と非従業員への株式を基礎とする支払の会計は同じようになる。

本気度から、3月に入ってドルも対円で強含みの展開となっている。このままだと、今後後半にかけて国内物価の上昇傾向が強まる可能性もある。

## 法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省) 平成29年1-3月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下、「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、平成29年1-3月期調査結果の概要です。

対象企業数 15,765社  
回答企業数 12,765社  
回収率 81.0%

**●貴社の景況**  
29年1～3月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は「上昇」超、中堅企業、中小企業は「下降」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業は29年4～6月期に「下降」超に転じるものの、29年7～9月期に「上昇」超となる見通し、中堅企業は29年7～9月期に「上昇」超に転じる見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。

**●国内の景況**  
29年1～3月期の「国内の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は「上昇」超、中堅企業、中小企業は「下降」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業は「上昇」超で推移する見通し、中堅企業は29年7～9月期に「上昇」超に転じる見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。

**雇用**  
29年3月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっています。

**売上高**  
28年度は、1.1%の減収見込みとなっています(下期0.0%の減収見込み)。29年度は、1.3%の増収見通しとなっています(上期1.6%の増収見通し、下期1.1%の増収見通し)。業種別にみると、製造業、非製造業ともに28年度は減収見込み、29年度は増収見通しとなっています。

**経常利益**  
28年度は、2.9%の減益見込みとなっています(下期1.3%の増益見込み)。29年度は、0.8%の減益見通しとなっています(上期0.3%の減益見通し、下期1.3%の減益見通し)。業種別にみると、製造業は、28年度は減益見込み、29年度は増益見通しとなっています。非製造業は、28年度は減益見込み、29年度も減益見通しとなっています。

**設備投資**  
28年度は、2.0%の増加見込みとなっています(下期4.1%の増加見込み)。29年度は、4.6%の減少見通しとなっています(上期7.2%の増加見通し、下期13.9%の減少見通し)。業種別にみると、製造業は、28年度は増加見込み、29年度も増加見通しとなっています。非製造業は、28年度は増加見込み、29年度は減少見通しとなっています。

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)		(単位: %ポイント)			
		28年10~12月 前回調査	29年1~3月 現状判断	29年4~6月 見通し	29年7~9月 見通し
大企業	全産業	3.0	1.3	▲1.1	5.4
	製造業	7.5	1.1	▲2.2	6.4
	非製造業	0.7	1.5	▲0.6	4.9
中堅企業	全産業	1.0	▲0.1	▲1.9	4.6
	製造業	4.1	▲2.2	▲3.6	5.8
	非製造業	0.0	0.5	▲1.4	4.2
中小企業	全産業	▲7.1	▲11.3	▲5.9	▲4.6
	製造業	▲6.5	▲10.0	▲3.5	▲5.1
	非製造業	▲7.2	▲11.6	▲6.4	▲4.5

  

国内の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)		(単位: %ポイント)			
		28年10~12月 前回調査	29年1~3月 現状判断	29年4~6月 見通し	29年7~9月 見通し
大企業	全産業	3.2	5.2	2.0	3.3
	製造業	4.1	5.6	0.9	3.5
	非製造業	2.8	5.0	2.5	3.2
中堅企業	全産業	▲1.1	▲0.6	▲1.3	1.1
	製造業	1.9	▲3.8	▲3.2	▲0.1
	非製造業	▲2.0	0.4	▲0.8	1.5
中小企業	全産業	▲13.4	▲10.8	▲8.5	▲6.4
	製造業	▲14.6	▲11.8	▲9.8	▲6.3
	非製造業	▲13.2	▲10.6	▲8.2	▲6.4

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2017年3月3日	金融商品取引法の一部を改正する法律案	金融庁	企業が、未公表の決算情報などの重要な情報を証券アナリストなどに提供した場合、速やかに他の投資家にも公平に情報提供する「フェア・ディスクロージャー・ルール」を求めるもの。株式等の高速取引に関する法制の整備、金融商品取引所グループ内の共通・重複業務の集約の容易化についても改正される。 <a href="http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html">http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html</a>	—
2017年3月7日	ASU公開草案「報酬—株式報酬(トピック718):非従業員への株式を基礎とした支払の会計の改善」	FASB	非従業員への株式報酬に関する会計処理を規定するサブ・トピック505—50を削除し、当該会計処理をトピック718の範囲に含むように拡大するもの。コメント期限は、2017年6月5日まで。 <a href="http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&amp;pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FNewsPage&amp;cid=1176168874139">http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&amp;pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FNewsPage&amp;cid=1176168874139</a>	2017年4月1日号 情報 フラッシュ

も上昇を示していた。これまで述べた理由で今年後半にかけて物価上昇傾向が強まれば、イーールドカーブも長期から上昇し、ステイプルの動きが強まる。その場合10年ゾーンも利回りは上昇するため、日銀は買入国債の量を増やしていかねければならない。現時点でも日銀の国債保有残高は400兆円を超え保有者としてのシェアは約40%、GDP比で80%を超えるまでに膨らみ、FRBやECBのGDP比20~30%と比べると非常に大きい。このままでは財

## 米利上げの株価への影響は軽微か

証券

アメリカの足許の経済指標は順調な景気拡大を確認しつつあり、3月利上げが急速に現実感を伴ってきた。現在は、10日発表の雇用統計を受け、14、15日のFOMC(連邦公開市場委員会)で利上げが正式決定されそうだという時点にある。

アメリカの足許の経済指標は順調な景気拡大を確認しつつあり、3月利上げが急速に現実感を伴ってきた。現在は、10日発表の雇用統計を受け、14、15日のFOMC(連邦公開市場委員会)で利上げが正式決定されそうだという時点にある。

政策ファイナンスの問題が浮上してくる可能性が高く、金利上昇に拍車を掛けかねない。それを防ぐと、10年物金利をゼロからプラス方向に引き上げれば、黒田日銀になって初めての政策転換となり、同様に市場に与える影響は大きい。黒田日銀がデフレ脱却のために行った異次元の金融緩和やイーールドカーブ・コントロールが、2%の物価目標に近づくほど、急速な金利上昇を起こすリスクが懸念される。

企業収益の増加と利上げのバランスを考慮しながら利上げ後も上値を追っていく公算が大きい。

大会で6・5%の成長目標を打ち出し、世界を安心させた。日本への影響となると、米利上げ↓円安が期待されるところだが、これまでの世界的な資金の動きからすると、大きな期待はしないほうがよいと思われる。円安のカギは、日本の機関投資家の対米投資の動向が握っているかもしれないのだ。

## 経理用語の豆知識



### リスク分担型企業年金の会計処理

リスク分担型企業年金は、法令上は確定給付企業年金法に基づいて実施されるものであり、次のような特徴がある。①標準掛金額は、算定基礎となる率に基づき計算される。②財政悪化リスク相当額は、事業主が拠出するリスク対応掛金額および毎事業年度における財政状況に応じた加入者等への給付調整額によって分担され、各々の範囲は労使合意により定められる。③各期のリスク対応掛金額は、a. 予定拠出期間で均等に拠出する方法、b. 下限リスク対応掛金額以上、上限リスク対応掛金額以下の範囲で拠出する方法、c. 予定拠出期間において、リスク対応掛金額の未拠出額に、15%以上50%以下の範囲内において規約で定めた一定の割合を乗じた金額を拠出する方法、のいずれかの方法で計算される。

企業の拠出義務が、制度の導入時の規約に定められた掛金相当額の拠出に限定されている場合は確定拠出制度として、それ以外は確定給付制度として会計処理される。

大会で6・5%の成長目標を打ち出し、世界を安心させた。日本への影響となると、米利上げ↓円安が期待されるところだが、これまでの世界的な資金の動きからすると、大きな期待はしないほうがよいと思われる。円安のカギは、日本の機関投資家の対米投資の動向が握っているかもしれないのだ。いずれにせよ、今回の米利上げは世界的にさほど大きな混乱を生ずることなく実施され、市場の関心は今後の利上げスケジュール、回数などに移っていくことになろう。